

2008年9月

発行登録追補目論見書



ノルウェー地方金融公社

ノルウェー地方金融公社 2011年10月3日満期
14.90%トルコリラ建債券

－ 売 出 人 －

エイチ・エス証券株式会社

本債券のリスク要因

本債券への投資には、一定のリスクが伴う。各投資家は、本債券へ投資することが適当か否か判断するにあたり、以下に掲げるリスク要因およびその他のリスク要因を検討する必要がある。ただし、以下の記載は本債券に含まれるすべてのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではない。

本債券につき支払われる金額

本債券の元金および利息はトルコリラにより支払われる。かかる支払額の日本円相当額は、支払日に有効な日本円・トルコリラ間の為替レートにより異なる。そのため、元金および利息の支払額の日本円建ての相当価値は変動する場合があります。日本円により投資を行った者は、本債券に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。したがって、日本円・トルコリラ間の為替レートなど外国為替相場の変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本債券の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本債券の購入を検討すべきである。

日本円・トルコリラ間の為替レート

上述のとおり、日本円・トルコリラ間の為替レートの変動は、トルコリラによる利息支払額および元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、利息支払の日または償還期限前の本債券の価値にも影響を及ぼす。通常の状態のもとでは、本債券の日本円建ての相当価値は、トルコリラが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

金利

本債券については、トルコリラによる一連の固定利息の支払が行われる。したがって、各本債券の価値はトルコリラの金利の変動の影響を受ける。通常の状態のもとでは、本債券の価値は、トルコリラの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

発行者の格付、財務状況および業績

発行者の信用格付、財務状況もしくは業績が実際に変化した場合またはその変化が予想される場合、本債券の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本債券の額面金額および利息の支払は、発行者の債務である。したがって、発行者の財務状況の悪化により発行者または保証人が利息の支払または償還を行うことが困難または不可能になった場合、投資家に損失が生じ、投資元金を取り戻すことができない可能性がある。

税 制

将来において、本債券についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本債券の取引価値の変動が、一部または全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本債券の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本債券が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 20-外債 18-5

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 20 年 9 月 5 日

【発行者の名称】 ノルウェー地方金融公社
(Kommunalbanken AS)

【代表者の役職氏名】 トマス・モラー／上級副社長&CFO (最高財務責任者)
(Thomas Møller, Executive Vice President & CFO)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1180

【今回の募集（売出）金額】 1,000 万トルコリラ
(トルコ中央銀行が 2008 年 9 月 4 日午後 3 時現在の直物売買相場為替の気配値として公表した数値の仲値 100 円=1.1212 トルコリラの換算レートで換算した円貨相当額は 891,901,534 円である。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成20年6月30日
効力発生日	平成20年7月8日
有効期限	平成22年7月7日
発行登録番号	20-外債18
発行予定額	5,000億円

【これまでの募集（売出）実績】

番 号	提出年月日	募集（売出）金額	減 額	
			訂正年月日	減額金額
20-外債 18-1	2008年7月18日	2,574,000,000円	該当事項なし	
20-外債 18-2	2008年7月31日	707,500,000円		
20-外債 18-3	2008年8月1日	1,600,000,000円		
20-外債 18-4	2008年8月6日	600,000,000円		
実績合計額		5,481,500,000円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額－実績合計額－減額総額) 494,518,500,000.00円

【縦覧に供する場所】

該当なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集債券に関する基本事項	1
第2 売出債券に関する基本事項	1
1 売出要項	1
2 利息支払の方法	2
3 償還の方法	3
4 元利金支払場所	4
5 担保又は保証に関する事項	5
6 債券代理人の職務	6
7 債権者集会に関する事項	6
8 課税上の取扱い	6
9 準拠法及び管轄裁判所	7
10 公告の方法	8
11 その他	8
第3 資金調達の目的及び手取金の使途	10
第4 法律意見	10
第二部 参照情報	11
第1 参照書類	11
第2 参照書類を縦覧に供している場所	11
発行者が金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第4項 各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	12
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実の内容を記載した書類	14
発行者の概況の要約	19

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

【売出債券の名称】	ノルウェー地方金融公社2011年10月3日満期 14.90%トルコリラ建債券(以下「本債券」という。)(注1)
【記名・無記名の別】	無記名式
【券面総額】	1,000万トルコリラ(注2)
【各債券の金額】	5,000トルコリラ(注3)
【売出価格及びその総額】	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 1,000万トルコリラ(注2)
【利率】	年14.90%
【償還期限】	2011年10月3日
【売出期間】	2008年9月8日から2008年9月29日まで
【受渡期日】	2008年10月6日
【申込取扱場所】	売出人の本店および日本国内の各支店(注4)

(注1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラム(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2008年10月3日(以下「発行日」という。)に発行される。本債券は、ユーロ市場において引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は、1,000万トルコリラである。

(注3) 本債券についての申込単位は、5,000トルコリラの整数倍とする。ただし、最小申込単位は5,000トルコリラとする。

(注4) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款が交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われぬ。

(注 5) 本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

発行兼支払代理人(以下「債券代理人」という。)

会社名	住所
ドイチェ・バンク・アーゲー・ ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)	英国ロンドン市 EC2N 2DB グレート ウィンチェスター ストリート 1、ウィンチェスターハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England)

【振替機関・登録機関】

該当なし。

【財務上の特約】

(1) 担保提供制限

下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

(2) その他の条項

該当条項なし。なお、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

【取得格付】

本債券は格付を取得していない。2008 年 4 月 24 日に、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドより、債券発行プログラムに基づいて発行される発行者の長期非劣後債券について Aaa の格付を取得し、また 2008 年 4 月 23 日に、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズより、債券発行プログラムに基づいて発行される発行者の長期非劣後債券について AAA の格付を取得している。本債券は、当該債券発行プログラムに基づき発行される。

2 【利息支払の方法】

各本債券の利息は、トルコリラによる額面金額に対して年 14.90%の利率(年率)で、2008 年 10 月 6 日(当日を含む。)からこれを付し、2009 年 4 月 3 日を初回とし、それ以降償還期限(2011 年 10 月 3 日)まで毎年 4 月 3 日および 10 月 3 日(以下それぞれ「利払日」という。)に後払いする。利息期間(以下に定義する。)について、額面金額 5,000 トルコリラの各本債券につき支払われる利息の金額は 372.50 トルコリラである。ただし、最初の利払日である 2009 年 4 月 3 日に額面金額 5,000 トルコリラの各本債券につき支払われる利息の金額は 366.29 トルコリラである。2008 年 10 月 3 日、2008 年 10 月 4 日および 2008 年 10 月 5 日には、本債券につき、利息は発生しない。

「利息期間」とは、各利払日（または初回の利息期間の場合、2008年10月6日）（当日を含む。）から次回の利払日（当日を含まない。）までの期間をいう。

利払日が営業日ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われない。本書において「営業日」とは、本債券に関し、ロンドン、ニューヨーク、イスタンブールおよび東京において商業銀行および外国為替市場が営業を行い支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本債券の額面金額に上記記載の利率に、下記記載の算式により計算された当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を乗じて360で除した金額とする。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の最初の日があたる年の数字を言う。

「Y2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる年の数字を言う。

「M1」とは、計算期間の最初の日があたる暦月の数字を言う。

「M2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる暦月の数字を言う。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日の数字を言う。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる暦日の数字を言う。ただし、かかる数字が31であり、D1が29以上である場合は、D2は30とする。

ただし、かかる計算に使用されるおよびかかる計算によって算出されるすべてのトルコリラ貨額は、0.01トルコリラ未満を四捨五入するものとする。

各本債券はその償還日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示または提出がなされた（ただし、これらが必要な場合）にもかかわらず償還金額の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合またはその他支払につき不履行があった場合はこの限りではない。かかる場合、不当に留保、拒絶または不履行があった支払に関する元金に対し、本債券の呈示または提出がなされた上（ただし、これらが必要な場合）で支払が行われる日、または（当該本債券の呈示または提出が支払の前提条件となっていない場合を除き）かかる支払を行うために債券代理人が必要な資金を受領し、債券代理人によりその旨の通知が下記「10 公告の方法」に従って本債券の所持人（以下「本債権者」という。）に対しなされた日から7日目の日（その後に支払の不履行があった場合を除く。）のいずれか早い方の日まで継続して上記記載の各利率の利息（請求または判決の前後を問わず）が発生する。

3 【償還の方法】

(1) 満期における償還

本債券が償還期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は2011年10月3日（以下「償還期限」という。）に、発行者によりトルコリラ建の額面金額で償還される。

（注）2011年10月3日が営業日でない日に該当する場合、償還期限にかかる支払期日は償還期限の直後の営業日とする。

(2) 税制上の理由による早期償還

（イ）ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構またはノルウェー王国のもしくはノルウェー王国内の課税当局の法律もしくは規則の変更、または当該法律もしくは規則の解釈もしくは適用の変更（ただし、

かかる変更は本債券の発行日以後に発効するものに限る。)の結果、発行者が下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に記載される追加額の支払義務を負うこととなり、(ロ)発行者がなし得る合理的な手段によってもかかる義務が避けられず、かつ(ハ)当該事情が、発行者の2名の取締役により署名された上記事情の発生およびその前提条件となる事実を記載した証明書および当該事情の発生の旨について高名な独立法律顧問による意見書を、発行者が債券代理人に対し交付することによって証明された場合、発行者は自己の選択により、「10 公告の方法」に従って本債権者に対し30日以上60日以内の通知(かかる通知は取消不能である。)を行うことにより、本債券の全部(一部は不可)をその経過利息(もしあれば)とともに早期償還金額(以下に定義する。)で償還することができる。ただし、本債券についての支払期日が到来していたとするならば発行者がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日より90日以上前にかかる償還の通知を行うことはできない。

本書において、「早期償還額」とは、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により、かかる早期償還直前における本債券の公正な市場価格に、基礎となっているまたは関連するヘッジおよび調達の見込み(本債券に基づく発行者の義務をヘッジするエクイティ・オプションを含む。)を解約するために発行者が負担する相当な費用を十分考慮して決定するトルコリラ貨額である。

(3) 買 入 消 却

発行者はいつでも公開市場またはその他の方法でいかなる価格でも本債券を買い入れることができる。ただし、本債券に添付される期限未到来の利札全部が本債券とともに買入れられる場合に限る。

償還されまたは買入れられた期限未到来のかかる本債券および利札は消却、再発行または再販売できる。

4【元利金支払場所】

(1) 支払代理人およびその指定事務所

ドイチェ・バンク・アーゲー・ロンドン支店(Deutsche Bank AG, London Branch)

英国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート1

ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

一定の条件の下に、発行者は、発行者、債券代理人およびその他の者の間で締結された改訂発行兼支払代理人契約(修正分を含む。)(以下「改訂発行兼支払代理人契約」という。)の条項に従って支払代理人の任命を取消し、他の者を任命し、または追加の代理人を任命することができる。

(2) 本債券に関し支払われるべき金額の支払(元金、利息その他を問わない。)は、トルコリラにより、支払を受ける者に対し振り出された小切手、または支払を受ける者の選択によりかかる者が指定したトルコリラ建の口座への振替えにより行われる。支払は、あらゆる場合につき、財政またはその他の適用ある法律および規則に服する。ただし、下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」の適用が妨げられることはない。

(3) 本債券に関し支払われるべき金額(利息を除く。)の支払は、支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および提出と引換えに行われる。

本債券の利息に関する金額の支払は、合衆国外の支払代理人の指定事務所において、関連する利札の提出、または利息の支払のために予定された日以外の日に支払われる利息の場合には関連する本債券の呈示と引換えに行われる。

(イ)合衆国外の支払代理人の指定事務所における期限が到来した本債券の利息に関し支払われるべき金額の支払が、違法もしくは為替管理またはその他類似の制約により事実上不可能となり、かつ(ロ)当該支払が適用ある合衆国の法律により許可される場合を除き、本債券の利息に関して支払われるべき金額の支払は、

合衆国内の支払代理人の指定事務所(合衆国内国歳入法および同法に基づく規則に定義される。)においては行われない。上記(イ)および(ロ)が適用される場合には、発行者は直ちにニューヨーク市に指定事務所を有するその他の支払代理人を指名するものとする。

本債券について支払われるべき金額の支払日が関連金融センター日(下記に定義される。)および現地銀行営業日(下記に定義される。)にあたらぬ場合、本債権者は、次の関連金融センター日および現地銀行営業日である日まで支払を受けることができず、当該日およびそれ以降の現地銀行営業日に小切手による支払を受けることができ、また、現地銀行営業日、関連金融センター日および関連指定口座のある場所において銀行および外国為替市場がトルコリラによる支払の決済を行う日に指定口座に送金することによって支払を受けることができる。ただし、その後本債券の要項に従った支払を怠らない限り、かかる遅延または調整による利息その他の追加の支払は行われない。

「関連金融センター日」とは、ロンドン、ニューヨーク、イスタンブールおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日をいう。また「現地銀行営業日」とは、商業銀行が関連する本債券または場合により利札の呈示場所において営業(外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。)を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

当初利札付で交付された本債券は、償還の際にこれに関する期限未到来の利札とともに呈示され、かつ償還金額の一部支払の場合を除き提出されることを要し、期限未到来の利札が欠缺している場合は、(i)固定利息の利札については、期限未到来の欠缺利札の金額(または、全額の支払でない場合は、現に支払われる償還金額の支払われるべき償還金額の総額に対する割合に等しい金額となる。)は、かかる償還の際に支払われるべき金額から控除される。かかる控除された金額は、かかる償還金額の支払に適用される関連日(下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に定義される。)から 10 年以内にいつでも支払代理人の指定事務所において関連する利札の提出と引換えに支払われる。また、(ii)変動利息の利札については、当該本債券に関連ある期限未到来の利札(本債券に付されているか否かを問わない。)はすべて無効となり、当該利札に関する支払は償還後にはなされない。

5 【担保又は保証に関する事項】

本債券は、発行者の直接、無条件、非劣後かつ無担保(ただし、下記の条項に従う。)の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者の現在および将来のその他のすべての非劣後かつ無担保債務と同順位である(ただし、法律上、強制的に例外条項が適用される場合を除く。)

発行者は、本債券のいずれかが未償還(改訂発行兼支払代理人契約中に定義される。)である限り、関連債務または関連債務の保証を担保するため、発行者の現在または将来の事業、資産または収入の全部または一部に、担保権を設定せずまたは存続することを許容しないものとする。ただし、(イ)本債券のために同時にまたはそれ以前に同等の順位かつ比率の担保を付与し、または(ロ)本債権者の特別決議(下記「7 債権者集会に関する事項」を参照のこと。)により承認される本債券に対するその他の担保を付与する場合はこの限りでない。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「保証」とは、ある「者」の債務のために、他の「者」が負う支払債務をいう。

「債務」とは、ある「者」の借入または調達金銭債務をいう。

「者」とは、それが独立して法主体たりうるか否かにかかわらず、個人、会社、法人、パートナーシップ、合弁会社、協会、組織、政府、政府機関またはその他団体をいう。

「関連債務」とは、取引所またはその他の証券市場(店頭市場を含む。)に上場し、取引され、またはこれらが可能な社債、ノート、デベンチャー、デベンチャーストック、ローンストック、債券、その他の証書をいう。

「担保権」とは、抵当権、負担、質権、先取特権またはその他の担保権をいい、これらには適用法令のもと認められる類似のものも含まれる。

6【債券代理人の職務】

債券代理人は、発行者のために、上記「4 元利金支払場所」に記載された本債券の元利金の支払事務、下記「11 その他(2) その他」に記載された本債券の交換事務、上記「3 償還の方法(3) 買入消却」に記載された本債券の消却ならびに改訂発行兼支払代理人契約に定めるその他一定の事項を取り扱う。債券代理人は、発行者の代理人としてのみ行為し、本債権者または利札の所持人に対する義務または代理もしくは信託の関係を引受けるものではない。

7【債権者集会に関する事項】

発行者は、特別決議(改訂発行兼支払代理人契約中に定義される。)による本債券に適用される本債券の要項および副捺印証書の修正を含む(これらに限られない。)本債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を随時招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、発行者は債権者集会を招集しなければならない。特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更できる本債券の一定の要項の変更(とりわけ、本債券の支払額、支払通貨、支払期日に関するもの)を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の4分の1以上を代表または保有する2名以上とする。債権者集会において可決された特別決議は、出欠の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

8【課税上の取扱い】

(1) ノルウェー王国の租税

発行者による本債券に関する元金および利息その他一切の支払は、ノルウェー王国によりもしくはそのために、または王国内の課税当局もしくは王国の課税当局によりもしくはそのために、現在課されまたは将来課されることのある公租公課(その性質の如何を問わない。)を課されず、これらを源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律によりかかる公租公課を源泉徴収または控除することが要求される場合は、この限りでない。この場合、発行者はかかる控除または源泉徴収がなければ本債権者が受領したであろう金額に等しい金額をその者が受領することとなるように追加額を支払うものとする。ただし、以下の場合には、本債券または利札に関し、かかる追加額は支払われない。

(イ) (a)当該本債券もしくは利札の保有または(b)当該本債券もしくは利札に関し、本債券の元金、利息もしくはその他の支払金の受領以外の事由により王国と関係を有するために本債券または利札に関し当該公租公課の支払義務を負う者またはその代理人への支払の場合。

(ロ) 関連日後30日を経過した後に本債券または利札が支払のために呈示される場合。ただし当該本債権者または利札の関連所持人がかかる30日の期間の満了日またはそれ以前に呈示し支払を受けることができる当該追加額についてはこの限りでない。

(ハ) 王国内において本債券または利札の支払呈示がなされた場合。

(ニ) かかる源泉徴収または控除が個人に対する支払に課される場合で、かつ2003年欧州理事会指令EC第48号または当該指令を施行し遵守するために、もしくは当該指令に一致させるために導入されたあらゆる法律によりかかる源泉徴収または控除が必要とされる場合。

(ホ) 本債券または利札を欧州連合加盟国所在の他の支払代理人に対して呈示したならばかかる源泉徴収または控除を回避することが可能であったであろう当該本債権者または利札の所持人、またはかかる所持人の代理人に対する支払の場合。

本書において「関連日」とは、支払期日が最初に到来する日、または支払われるべき金員全額をかかる期日以前(同日を含む。)に債券代理人が受領していない場合には、かかる金員が受領され、本債権者または利

札の所持人に対する支払が可能である旨の通知が下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対し適正に行われた最初の日を意味する。

「第2 売出債券に関する基本事項」において本債券に関する元金および／または利息とは、本「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に基づき支払われることのある追加額を含む。

(2) 日本国の税制

本債券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

本債券の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。以下「支払の取扱者」という。）を通じて交付される場合には、20%（国税と地方税の合計）の源泉所得税が課される（源泉所得税額は、その利子につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される）。日本国の居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉所得税額を、一定の制限のもとで、法人税および地方税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

本債券は、英国法に準拠し、これに従って解釈される。発行者は、本債権者のために、英国の裁判所が本債券に起因もしくは関連して生じる訴訟、訴え、手続(以下「訴訟手続」と総称する。)を審理し決定するための、または本債券に起因もしくは関連して生じる紛争(以下「紛争」という。)を解決するための管轄権を有することに取消不能の形で合意し、そのために、かかる裁判所の管轄権に取消不能の形で服する。発行者は、訴訟手続の審理および決定ならびに紛争の解決のための法廷として英国の裁判所が指定されたことに対して現在または将来有する異議権を取消不能の形で放棄し、かかる裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。発行者は、英国における訴訟手続を開始させる召喚状が現在はロンドン市 SW1X 8Q0 ベルグレーブ・スクエア(Belgrave Square, London SW1X 8Q0)に所在するノルウェー王国大使館または、これと異なる場合は、その時点における登録された事務所、または 1985 年会社法 23 章(随時改正される。)に従い召喚状の送達を受けられる英国における発行者の住所に交付されることによって発行者に送達されうることに合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任し、かかる者の氏名および住所を債券代理人に通知する。かかる選任が 15 日以内に行われなときは、本債権者は発行者宛の書面を発行者または債券代理人の指定事務所宛に送付することによりかかる者を選任できる。本項は法律が許容するその他の方法で本債権者が召喚状を送達する権利に何ら影響を与えるものではない。英国の裁判所の管轄権に服することは、本債権者が、発行者に対して管轄権のあるその他の裁判所で訴訟手続を行う権利を制限するものではなく(またそう解釈されるものでもない。)、また適用ある法律の許容する限り、一つ以上の管轄

地で訴訟手続を行うときにその他の管轄地において訴訟手続を行うこと(同時か否かを問わない。)を排除するものでもない。

10【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンで流通している日刊新聞1紙(ファイナンシャル・タイムズを予定)に公告されたとき、有効となるものとみなされる。かかる公告が実務上不可能な場合は、ヨーロッパにおいて一般に頒布されている英字の主要な日刊新聞紙において公告されたときに有効となるものとみなされる。上記に従って行われたかかる通知は、最初の公告日(または複数の新聞紙に公告が要求される場合は、すべての要求された新聞紙上において公告が最初に掲載された日)に有効に行われたものとみなされる。利札の所持人は、すべての目的において、本「10 公告の方法」に従い本債権者に対し行われた通知の内容と同様の通知を受けたものとみなされる。

本債券が恒久大券によって表章され、当該恒久大券が下記「11 その他(2) その他」に記載されるユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグまたはその他の決済機関のために保有されている限り、前段落にかかわらず、本債権者に対する通知は、資格を有する口座保有者への連絡のため当該決済機関に関連通知を交付することにより行うことができる。決済機関に交付された通知は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグへの交付日に本債権者に通知されたものとみなす。

11【その他】

(1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者は発行者に対する書面による通知をもって債券代理人の指定事務所で当該本債券および経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は、かかる通知より前に当該債務不履行事由が治癒されていない限り、直ちに期限が到来し、額面金額で経過利息とともに(もしあれば)、いかなる提示、要請、異議またはその他通知(これらについては、かかる債券に規定されるいかなる矛盾する規定にかかわらず、発行者が明確に放棄する。)を要求されることなく額面金額で償還される。

- (イ) 発行者が、本債券の元本または利息に関する支払期日から10日を超えてかかる支払を怠った場合
- (ロ) 発行者が本債券または改訂発行兼支払代理人契約に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ本債権者が債券代理人の指定事務所で、発行者に対し、当該懈怠の治癒を要求する書面を引渡した後60日間当該懈怠が継続した場合(ただし、懈怠の治癒が不可能な場合を除く。かかる場合には、懈怠の継続または通知の要件は必要とされない。)
- (ハ) 発行者の債務につき、債務不履行事由(それ以外の用語が用いられている場合も同様とする。)を理由として、定められた満期前に期限が到来した場合、発行者が適用ある猶予期間の最終日にその債務の支払を怠った場合、発行者がその債務(借入金債務に限る。)のために提供した担保が執行可能となった場合、または発行者が他の者の債務のために提供した保証および/または補償の期限における履行を怠った場合で、いずれの場合についてもその総額が20百万ユーロ(または他の通貨による同等額)以上である場合
- (ニ) 担保権者が発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を保持し、またはこれらのため管財人もしくは管理人等が選任された場合
- (ホ) (a)発行者の破産または支払停止、(b)発行者または発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を管理する管財人または清算人が選任された場合、(c)発行者のその他の債務の再調整もしくは支払延期、または債権者のための譲渡もしくは調整が行われた場合、(d)発行者が全部または実質的な部分の事業の遂行を止めた場合(ただし、支払不能でない場合の合併、組織変更、再編によるものを除く。)

- (へ) 発行者の清算、解散の命令または決議がなされた場合
- (ト) 以下の目的のために必要な行為、条件、手続を発行者が取らずまたは履行しない場合
 - (a) 発行者による本債券上もしくはこれに係る権利の適法な行使、または義務の履行、遵守目的のため
 - (b) かかる義務を有効で、拘束力がありかつ執行可能なものとする目的のため
 - (c) ノルウェーの裁判所で本債券および利札の証拠価値が認められる目的のため
- (チ) 発行者の本債券上またはこれに係る義務の履行、遵守が違法であり、または将来違法となる場合。

(2) その他

- (イ) 本債券は、当初、仮大券(以下「仮大券」という。)により表章され、仮大券は発行日以前にユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)および/またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)の共通保管機関に預託される。仮大券の持分は、発行日後特定の日数を経過した日以降に実質的所有者の非米国人証明書の提出に基づき、恒久大券(以下「恒久大券」という。)の持分と交換可能となる。仮大券の持分が恒久大券の持分と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から7日以内に、債券代理人の指定事務所における仮大券の呈示(最終の交換においては提出)と引換に、ユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグおよび/またはその他の関連する決済機関が発行しかつ債券代理人が受領した証明書に記載された元金額に等しい元金額について、(i)最初の交換に際しては、適正に認証された恒久大券が仮大券の所持人に対して(所持人の費用負担なくして)速やかに交付されるようにし、または(ii)その後の交換においては、かかる恒久大券の元金額がその条項に従い増加されるようにする。(a)ユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグが連続して(法定の休日を除き)14日間営業を停止し、もしくは営業を廃止する旨発表した場合、または(b)「11 その他 (1) 債務不履行事由」に記載の事由が発生した場合、恒久大券上の持分は全額(一部は不可)につき恒久大券の所持人の請求により確定債券と交換可能となる。恒久大券が確定債券と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から30日以内に、債券代理人の指定事務所における恒久大券の提出と引換に、当該恒久大券の元金額に等しい元金額の、適正に認証され利札の付された確定債券が恒久大券の所持人に対して速やかに交付されるようにする。

大券(この表現には仮大券および恒久大券が含まれる。)によって表章される本債権者としてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に表示される各人は、当該大券の所持人に対して発行者が行った各支払に対する当該各人の持分、および大券に基づき発生するその他すべての権利について、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの各規則および手続に従い、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグのみに要求するものとする。本債券が当該大券により表章される限り、当該各人は本債券に基づき発生する支払金額に関し発行者に直接請求することはできず、かかる発行者の支払義務は、かかる各支払金額に関し、当該大券の所持人に対し支払を行うことにより免責される。大券の本債券に関する規定の「所持人」または「口座保有者」とは本債券の所持人として、関連する決済機関の記録に表示される各人をいう。

- (ロ) 本債券または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、債券代理人の所定の事務所において、適用法令に従い、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、発行者および債券代理人が合理的に要求する証拠、補償、担保等の提出を条件として、これを交換することができる。毀損または汚損した本債券または利札は代り券の発行に先立ち提出されなければならない。
- (ハ) 発行者に対する本債券に係る元利金の支払の請求は、それぞれの関連日から元本については10年、利息については5年以内になされない場合は、失効する。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当なし。

第4【法律意見】

発行者の法律顧問である Advokatfirmaet Steenstrup Stordrange DA により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

1. 本債券の売出しは発行者により適法に授権され、ノルウェー王国法上適法である。
2. 発行登録追補書類の関東財務局長に対する提出は発行者により適法に授権されており、ノルウェー王国法上適法であり、本債券の発行および売出しならびに発行登録追補書類の提出のため発行者に要求される政府機関のすべての同意、許可および承認は取得されている。
3. 発行登録追補書類(参照書類を含む。)中のノルウェー王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度(自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
平成20年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

発行者が金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 5 条
第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

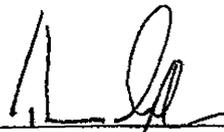
CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY REFERENCE

Filed on: June 30, 2008

To: Director-General of Kanto Local Finance Bureau

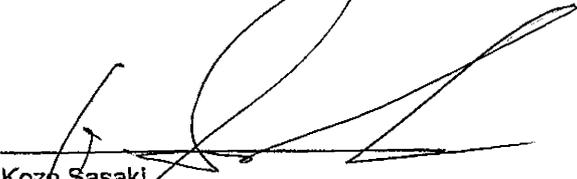
Name of Issuer: Kommunalbanken AS

Signature of
Representative:



Thomas Møller
Executive Vice President & CFO

Signature of
Attorney-in-fact:



Kozo Sasaki
Attorney-at-law

1. The Issuer has filed Securities Reports for one (1) consecutive year.
2. The Issuer meets the following requirement:

One of the outstanding bonds was granted the specific rating by one of the designated rating agencies and one of the outstanding bonds or the bonds with respect to which a registration expects to be made pursuant to Article 4, paragraph 1 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948) in connection with the public offering or secondary offering was granted the specific rating by another certain rating agency (provided that such ratings have been announced).

(1) Name of the Bonds rated: CAD200 million 4.125% Canadian Bonds due June 3, 2013

Rating: AAA

Rating Agency: Standard & Poor's

(2) Name of the Bonds rated: CAD200 million 4.75% Canadian Bonds due March 17, 2017

Rating: Aaa

Rating Agency: Moody's Investors Service

(訳文)

参 照 書 類 引 用 資 格 証 明 書

関東財務局長 殿

平成 20 年 6 月 30 日提出

発行者の名称： ノルウェー地方金融公社
(Kommunalbanken AS)

代表者の署名： _____ (署名)
トマス・モラー
上級副社長 & CFO (最高財務責任者)
(Thomas Møller, Executive Vice President & CFO)

代理人の署名： _____ (署名)
弁護士 佐々木 弘 造

1. 発行者は、1年間継続して有価証券報告書を提出しております。

2. 発行者は以下の要件を満たしております。

発行者は既に発行した一債券について、指定格付機関から特定格付を付与されており、また、既に発行した一債券もしくは募集又は売出しに関し日本国の金融商品取引法第 4 条第 1 項 (昭和 23 年法律第 25 号) に基づき届出が予定されている債券について、他の指定格付機関から特定格付を付与されている (これらの格付が公表されている場合に限る。)。

- (1) 格付が付与されている債券 (既に発行したもの) の名称：
2013 年 6 月 3 日満期 2 億カナダドル 4.125%利付債券
格付：AAA 格 (格付を付与し、公表している格付機関名：
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ)
- (2) 格付が付与されている債券 (既に発行したもの) の名称：
2017 年 3 月 17 日満期 2 億カナダドル 4.75%利付債券
格付：Aaa 格 (格付を付与し、公表している格付機関名：
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド)

有価証券報告書提出日以後に生じた重要な事実

2008年8月29日、ノルウェー地方金融公社の2008年度半期報告書が発表された。かかる発表に盛り込まれている財務に関する数値は以下のとおりである。

2008年1月1日からの新しい会計原則

ノルウェー地方金融公社（以下「公社」という。）は、2008年1月1日から始まるその財務書類において、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）を採用している。公社は、2007年1月1日からの財務書類を、IFRSへの移行に伴い遡及的に修正再表示した。2008年の中間財務報告は、国際会計基準（IAS）第34号に基づいて、2007年度の比較数字と共に発表されている。これは、2007年度の中間財務報告がIFRSに基づき修正再表示されることを意味している。会計原則の変更および移行の影響については、IFRS移行書面において記述されている。

2008年度半期損益計算書

(単位：千クローネ)	2008年 上半期	2007年 上半期(*)	2007年12月31日 に終了した1年(*)
利息収益および関連収入	4,127,124	3,149,035	6,662,660
利息費用および関連費用	3,850,120	3,010,255	6,374,510
純利息収入	277,004	138,780	288,150
株式およびその他変動利付証券からの収益	0	0	0
手数料費用および銀行サービス費用	7,991	8,085	16,429
その他の営業収益	274	287	691
金融商品の公正価値に係る未実現利益／(損失) (純額)	29,080	542	8,090
給与および一般管理費	23,807	22,402	51,283
固定資産の減価償却等	2,481	2,385	4,862
その他の営業費用	4,994	5,570	11,031
経常利益に係る税金	74,783	28,327	60,109
当期利益	192,302	72,840	153,217

2008年度半期貸借対照表

(単位：千クローネ)

資産	2008年 上半期	2007年 上半期(*)	2007年 12月31日現在(*)
現金およびノルウェー中央銀行への預金	2	2	2
金融機関向貸付金および債権(純額)	86,999	2,985,775	188,642
割賦払貸付金	106,547,404	92,590,121	102,290,089
その他の貸付金	2,248,971	29,731	2,382,368
ノート、債券およびその他固定利付証券	43,876,588	41,408,966	37,312,467
株式	787	787	787
金融デリバティブ	2,081,682	724,806	1,510,443
無形資産(税効果繰延)	5,214	4,576	5,214
固定資産	10,134	13,798	12,280
その他の資産	212	1,156	89
前払費用および未収収益	2,649	2,870	1,578
資産合計	154,860,642	137,762,588	143,703,958
負債および資本			
金融機関からの負債	1,628,224	2,089,309	2,016,270
証券発行による負債	147,488,039	124,862,182	133,785,752
金融デリバティブ	2,622,000	8,138,538	5,149,478
その他の負債	98,623	18,529	69,096
未払費用および前受収益	13,140	3,990	29,077
年金債務	15,904	13,435	15,904
劣後債務	1,107,396	1,167,210	1,140,179
ハイブリッド基本的項目資本商品	177,688	170,906	146,502
株式資本	920,625	755,000	755,000
その他の資本	596,701	470,650	596,701
当期利益	192,302	72,840	0
負債および資本合計	154,860,642	137,762,588	143,703,958

(*) IFRSに基づき修正再表示されている。

2007年度半期損益計算書

— 国際財務報告基準（IFRS）への移行の影響

（単位：千クローネ）

	NGAAP ^(#) による 2007年上半期	変動	IFRSによる 2007年上半期
利息収益および関連収入	3,146,089	2,946	3,149,035
利息費用および関連費用	3,010,255	0	3,010,255
純利息収入	135,834	2,946	138,780
株式およびその他変動利付証券からの収益	0		0
手数料費用および銀行サービス費用	8,085		8,085
金融商品の公正価値に係る未実現利益／（損失） （純額）	0	541	541
外国為替および証券に係る利益／（損失）	4,052	- 4,052	0
その他の営業収益	287		287
給与および一般管理費	22,401		22,401
固定資産の減価償却等	2,385		2,385
その他の営業費用	5,570		5,570
経常利益に係る税金	28,485	- 158	28,327
当期利益	73,247	- 407	72,840

（#） ノルウェーにおいて一般的に公正妥当と認められた会計原則

金融商品の公正価値に係る未実現利益／損失

金融資産および金融負債の公正価値に係る損益を通じた未実現利益／損失は、損益計算書上で認識される。

2007年度半期貸借対照表

— 国際財務報告基準（IFRS）への移行の影響

（単位：千クローネ）

資産	NGAAP ^(#) による 2007年上半年期	変動	IFRSによる 2007年上半年期
現金およびノルウェー中央銀行への預金	2	-	2
金融機関向貸付金および債権（純額）	2,970,857	14,917	2,985,774
割賦払貸付金	92,453,197	136,925	92,590,122
その他の貸付金	29,731	-	29,731
ノート、債券およびその他固定利付証券	41,121,526	287,440	41,408,966
株式	787	-	787
金融デリバティブ	0	724,806	724,806
無形資産（税効果繰延）	1,370	3,206	4,576
固定資産	13,798	-	13,798
その他の資産	1,156	-	1,156
前払費用および未収収益	899,163	(896,293)	2,870
資産合計	137,491,587	271,001	137,762,588
負債および資本			
金融機関からの負債	2,076,794	12,514	2,089,308
証券発行による負債	127,970,948	(3,108,765)	124,862,183
金融デリバティブ	3,712,475	4,426,063	8,138,538
その他の負債	45,187	(26,658)	18,529
未払費用および前受収益	1,107,069	(1,103,079)	3,990
年金債務	1,987	11,448	13,435
劣後債務	1,145,256	21,953	1,167,209
ハイブリッド基本的項目資本商品	159,391	11,515	170,906
株式資本	755,000	-	755,000
その他の資本	444,233	26,417	470,650
当期利益	73,247	(407)	72,840
負債および資本合計	137,491,587	271,001	137,762,588

(#) ノルウェーにおいて一般的に公正妥当と認められた会計原則

貸借対照表に対するコメント

割賦払貸付金

割賦払貸付金の貸借対照表上の価値は、固定利付貸付ポートフォリオが公正価値で計上されるため調整される。割賦払貸付金に係る未収利息は当該貸付金の貸借対照表上の価額に加算されるのに対し、NGAAPの下では「前払費用および未収収益」として分類されていた。

ノート、債券およびその他固定利付証券

貸借対照表上の価値は、金融資産として分類された証券の公正価値に調整される。ノートおよび債券に係る未収利息は当該証券の貸借対照表上の価額に加算されるのに対し、NGAAPの下では「前払費用および未収収益」として分類されていた。

前払費用および未収収益

かかる科目は、IFRSへの移行により貸借対照表作成の際に減少した。貸付金および利付証券に係る未収利息は、現在、関連する貸借対照表科目と共に分類されている。

証券発行による負債

発行証券は公正価値で値付けされ、IFRSへの移行によりかかる価額が変動する。さらに、調達資金の未収利息は関連する証券とともに分類されるが、以前は短期債務として分類されていた。

未払費用および前受収益

かかる科目は、IFRSへの移行により貸借対照表作成の際に減少した。調達資金および金融デリバティブにかかる未払費用は、現在、関連する貸借対照表科目と共に分類されている。

資本変動計算書

(単位：千クローネ)

	株式資本	その他の資本	資本合計
資本 2007年12月31日現在	755,000	596,701	1,351,701
資本の増加	165,625	34,375	200,000
配当	-	(34,375)	(34,375)
資本 2008年6月30日現在	920,625	596,701	1,517,326

キャッシュ・フロー表

(単位：千クローネ)

	2008年 上半期	2007年 上半期	2007年 12月31日現在
受取利息	4,127,124	3,146,089	6,652,156
支払利息	3,850,120	3,010,255	6,370,414
その他収益	274	287	1,162
営業費用	39,273	34,389	83,085
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	238,005	101,732	199,819
貸付金増加額	4,453,354	4,940,114	16,553,277
その他債権増加額	3,225,549	220,854	482,178
短期証券増加額	6,625,249	3,607,550	(490,481)
金融機関への投資増加額	(101,642)	2,100,964	(681,251)
短期財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	14,202,510	10,869,482	15,863,723
その他の固定資産増加額	(2,146)	(1,323)	2,517
投資によるキャッシュ・フロー(純額)	(2,146)	(1,323)	2,517
貸付および証券発行の増加/(減少)額	14,362,597	9,570,083	17,797,651
その他債務の増加/(減少)額	(124,228)	1,299,808	(2,207,247)
株式資本の増加/(減少)額	200,000	100,000	73,500
長期財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	14,438,369	10,969,891	15,663,904
流動資産の変動額(純額)	0	0	0

発行者の概況の要約

(1) 【設立】

沿革

ノルウェー地方金融公社はその定款に基づきノルウェー政府100%出資のノルウェー地方自治体銀行(Norges Kommunalbank) (以下「NKB」という。)の後継法人である。NKBは、ノルウェーの制定法(国会決議)に基づき、1926年2月12日に、ノルウェーの地方自治体に対し低コストの資金を提供する目的で設立された。「ノルウェー地方自治体銀行の有限責任法人への組織変更に関する法律」(1999年7月16日第68号)に従い、NKBは、1999年11月1日付で有限責任法人に組織変更された。この組織変更は当該法律に規定されている特別な権限のもと実施され、公社が1999年11月1日付でNKBの資産、権利および義務を承継した。

有限責任法人としての公社はノルウェー大蔵省から金融業務を遂行するために必要な免許を得ている。かかる免許は1988年金融機関法に基づいて与えられたものであるため、公社はノルウェーの商業銀行法や貯蓄銀行法の規制を受けないが、金融機関として銀行・保険・証券委員会(Kredittilsynet)によって監督されている。

株主および政府との関係

公社は、NKBと同様、ノルウェーの地方自治体に対し低コストの資金を提供することを業務の目的としている。ノルウェー政府は、1999年11月の組織変更当初、公社をノルウェー政府100%出資(660百万クローネ)の法人としたが、地方自治体年金基金(Kommunal Landspensjonskasse) (以下「KLP」という。)が、2000年2月29日に、公社株式の20%を政府から時価で譲受けた。中期的な展望では、公社の株主構成に関する大きな変動はないものと予想されている。

公社の定款第2条では、公社の株主はノルウェー政府および地方自治体関連のみに限定されており、また、公社の信用力を低下させない場合に限り公社の株式の譲渡ができるものとされている。ノルウェー政府およびKLPは、公社株式の保有に関し、1988年金融機関法上の持分上制限の規制を免除されている。

2007年12月31日現在、公社の株式資本は以下の通りである。

株主	所有株式数	所有割合(%)
ノルウェー政府	604,000 株	80
KLP ¹	151,000 株	20
合計	755,000 株	100

1 2007年12月31日現在、KLPは、市町村、県および保健事業により所有されている。2007年度中のKLPの顧客は、約333の地方自治体、2,300を上回る地方自治体の事業および過半数の保健事業であった。KLPは地方自治体や公共関連法人の職員に対する年金を管理運営するための保険会社である。

公社の株主構成や資本構成を上記のとおり変更した理由は、組織を現代化させ、より経営上の柔軟性をもたせることにある。NKBとは異なり、政府がNKBに課していた資金調達および貸付規制が、公社

に対しては緩和されている(下記「監督および規制」を参照のこと。)。さらに、公社の現在の資本構成は、ノルウェーの地方自治体部門の団体年金保険の最大の提供者であるKLPが公社の株式を一部保有することにより、地方自治体にコーポレート・ガバナンスの機会を提供している。

ノルウェー政府は、公社による新規借入れに対し新たな保証を行わないが、NKBの借入債務に対し既に保証し、NKBより公社が承継した政府保証付債券については、これらがすべて償還されるまで政府保証は継続し有効なものとしている。このため、公社は、政府に対し政府保証付債券金額の年率0.10%の保証料を支払っている。

公的保有

地方自治体部門はノルウェー国内で大きな役割を担っており、GNPの約5分の1を占めている。地方自治体部門では行政と財政が不可分である。ノルウェー政府は、公社が地方自治体に対する低コストの資金提供者として、ノルウェー国内での公社の重要性を認識している。時代遅れとなったNKBの資本および保証の構成を現代化させることを政府が決定した際、政府は公社を有限責任法人にすべきであると考え、政府と地方自治体部門双方の出資による公共部門にとどめるべきであるとも考えた。地方自治体が公社の貸付業務の受益者であるため、政府は、KLPのような地方自治体部門にある当事者による株式保有を通じて、地方自治体が公社の決定に一定の影響力を持つべきであると考えた。

政府は、長期的な展望としては、徐々に国の持分を地方自治体に対し譲渡していくことを企図している。しかしながら、今のところ、政府は現状の持分構成と規模が適当であると考えており、その持分割合を減少させる予定はない。

公社は、リスク調整済資本利益率を、競合する金融機関と同レベルにすることを目指しており、政府は公社がその資本基盤を強化するために合理的な利益を留保することを承認している。

公社は、80年にわたる事業の歴史の中で貸倒損失を蒙ったことがない。これは公社の保守的な貸付方針を示すだけでなく、ノルウェーの地方財政の性格をも反映するものである。地方自治体は政府によって厳格に監督されており、地方自治体は営業損失のための予算を計上できず、また翌三年間の予算で実損失を補填しなければならない。地方自治体法のもとでは、地方自治体は倒産することはできず、再建のためには特定の手続をとらなければならない。なお、これまでにかかる手続がとられたことはない。

監督および規制

公社は、ノルウェーの商業銀行法や貯蓄銀行法の規制を受けないが、1988年金融機関法に基づき金融機関として銀行・保険・証券委員会(Kredittilsynet)によって監督されている。

1988年金融機関法の規定により、大蔵大臣は自己資本比率算出のためのガイドラインを作成した。自己資本比率の主たる算出方法として、ガイドラインはリスク・資産比率を適用しているが、これは資産とオフバランス・シート項目の合計額(資産の種類により算出されたリスクを反映し、加重したもの)の資本に対する比率である。資本は、基本的項目(株式資本、その他の自己資本およびその他ノルウェー政府関連当局が個別に承認した資本の種類)、補完的項目(満期前最終5年間の各年に対し20%を控除した劣後債)、および一般準備金からなる。四半期財務書類の作成後、税引前利益の50%を基本的項目に加えることができる。最低資本比率は8%である。最低資本比率要件は金融グループ内の個々の金融機関および連結ベースで金融グループに適用される。

公社の資本合計は、2007年末現在、2,583.4百万クローネである。リスク調整済自己資本比率は10.64%となった。ノルウェーの規則に基づき、公社から地方自治体への貸付は、リスク・ウェイトを20%としている。

1988年金融機関法は金融機関が単一の顧客に付与できうる貸付金の総額について、いくつかの制限を課している。1988年金融機関法は1997年4月23日に改正され、1997年5月1日付で新規則が発効している。新規則は欧州連合指令92/121/ECおよび93/6/ECに準拠している。

NKBの場合とは異なり、公社はノルウェー国外における債券の発行を禁止されておらず、また国会がNKBに課していた年間貸付・借入限度額の規制も受けない。

日本との関係

特記すべき事項はない。

(2) 【資本構成】

以下の表は2007年12月31日現在の公社の非連結ベースの資本構成であり、公社の監査済計算書類から引用したものである。この表は、後記「(5) 経理の状況」に記載の2007年度財務書類と併せて読まれるべきである。

(単位：百万クローネ)	
債務：	
長期債務	138,275.3
その他	2,839.3
債務合計	141,114.6
資本：	
株式資本	755.0 ⁽¹⁾
補完的項目	1,275.0 ⁽²⁾
資本剰余金	553.4
資本合計	2,583.4
資本構成 ⁽³⁾	142,422.9

2007年12月31日以降、公社の資本構成に重大な変更はない。

(1) 公社の株式資本は755.0百万クローネであり、各額面金額1,000クローネの払込済普通株式755,000株により構成されている。2007年12月31日現在、ノルウェー政府が604,000株(80%)、KLPが151,000株(20%)を保有している。

(2) 劣後債

(3) 自己資本比率のための資本合計は、補完的項目として劣後債の一部のみを考慮して計算されている。その結果資本合計および劣後ローン資本は合計で2,581.0百万クローネとなる。

(3) 【組織】

公社の運営と監督は、定款で定められている。定款は、公社設立時にノルウェー国王により承認され、定款の変更には国王の承認が必要とされている。

1988年金融機関法では、金融機関は最低4名から成る取締役会および最低12名から成る監督委員会を設置しなければならないとされている。公社の定款はこれに従ったものであり、以下のような機関を設置している。

取締役会および業務執行

公社の取締役会は、5名以上8名以下の取締役により構成されている。取締役のうち1名は、従業員の代表者として公社の従業員の中から従業員により選任され、その他の取締役は年次株主総会で選任される。定款では、年次株主総会による取締役(従業員代表を除く。)の選任は、KLPが発行者の20%以下の株式保有にとどまる限り、年次株主総会に委譲されている選任権を地方自治・地域開発大臣が行使するが、KLPあるいは地方自治体部門が発行者の20%超の株式を保有することとなった場合には監督委員会によって選任される旨の規定が置かれている。現在は、取締役(従業員代表を除く。)は、地方自治・地域開発大臣によって選任されている。また、年次株主総会で取締役会の会長、副会長が選任される。

取締役の任期は2年である。

取締役会は公社の業務運営に関し責任を負っている。取締役会の定足数は取締役の過半数であり、決議事項は出席取締役の過半数の賛成で可決される。

経営責任者は監督委員会により選任され、経営責任者は、会社を代表して、取締役会と監督委員会による決定事項に従って公社の日常的な業務運営を遂行する責任を負っている。

株主総会

年次株主総会は毎年6月末までに開催され、取締役、監督委員および監査委員の選任、監査済財務書類の承認、上記取締役会の構成員の報酬の決定を行う。2007年12月31日現在、株主はノルウェー政府(80%)とKLP(20%)の2名である。

監督委員会

公社の監督委員会は12名の監督委員および5名の監督委員代行により構成される。監督委員のうち1名は従業員の中から従業員により選任されるが、その他の委員は年次株主総会で選任される。監督委員の任期は2年である。

監督委員会は、少なくとも年1回は開催される。監督委員会の定足数は監督委員またはその代行の3分の2以上の出席であり、出席者の過半数の賛成で可決される。

監督委員会の役割は、公社の事業が法律、規則、定款、並びに公社の年次株主総会および監督委員会の決議に従い遂行されるよう、公社を監督することである。とりわけ、監督委員会は、経営責任者および公社の監査役として行為する公認会計士の指名について責任を負っている。また監督委員会は、独立した会計監査人により作成された財務書類を精査しなければならない。

定款に従い、監督委員は年次株主総会で選任される。

監督委員会の委員の資格要件は特に定款等で定められていない。しかし、従業員代表を除き、現職または前職のノルウェー地方自治・地域開発省および地方自治体の上級職員から選任されている。

監査委員会

監査委員会は3名の監査委員および1名の監査委員代行から構成され、年次株主総会で選任される。監査委員の任期は2年である。監査委員会は、公社の業務が定款および法律に従い行われるように公社（すなわち取締役の行為）を監督する。また監査委員会は、独立した会計監査人により作成された財務書類を精査しなければならない。

監査委員会は、実効的な監督が行えるよう必要に応じて開催される。監査委員会は、銀行・保険・証券委員会により承認されるような記録を作成しなければならない。監督委員会、年次株主総会および銀行・保険・証券委員会に対しその活動内容の報告書を毎年提出する。

従業員

2007年12月31日現在、公社の正規従業員は41名であった。

組織機構

公社の内部組織機構は、有限責任法人への転換のため1999年初めに変更された。かかる変更の結果、財務部長が率いる別個の財務部門が設立された。さらに、会計、人事および管理部門、ITサービス、および管理、決済部門は会計管理部に統合された。2004年初頭にマーケティング部長の地位が新設された。秋には会計部門とミドル・オフィスがリスク管理および財務管理部門に統合され、これに関連して、財務コントローラーの地位はリスク管理および財務管理部門担当執行副社長の地位に変わった。

かかる変更の結果、公社の組織は現在4部門により構成されている。すなわち、貸付部門、財務部門、リスク管理および財務管理部門並びにマーケティングおよび法人担当部門である。

公社の登録事務所は、Vika Atrium, Munkedamsveien 45 A, 0110 Osloに所在している。

(4) 【業務の概況】

概要

公社の事業目的は、ノルウェーの地方自治体、県、市町村営法人および地方自治体に関する事業を営むその他の法人に対し融資を行うことである。なお、かかる融資については地方政府保証またはノルウェー国政府保証が付される。

公社は、国内および国際的な資本市場から直接資金を調達しているが、低資金調達コストおよび高い営業収益率のおかげで、地方自治体部門への低利融資は競争力のあるものとなっている。公社の保有資産は優良資産であり、ノルウェーの地方自治体への80年間の貸付の歴史においてこれまで貸倒損失を蒙ったことがない。また、公社はあらゆるリスクを考慮した厳しいリスク管理を行っている。

2007年度 年次報告

2007年度はノルウェー地方自治体銀行が設立されて80周年となる（ノルウェー地方自治体銀行についての詳細は、「発行者の概況の要約」の「(1) 設立－沿革」を参照のこと）。そして今年もノルウェー地方金融公社（以下「公社」という。）にとってもう一つの節目となる年となった。12月半ばに貸付残高が1,000億クローネを突破した。2007年度は以下のように要約される。

- ・ 創業以来最高の財務成績。当期税引後利益は1億4,350万クローネとなった。
- ・ 強固な市場での地位。公社は地方自治体部門への信用供与者としてのトップの地位を強固なものにした。2007年度末現在の貸付残高は、2006年度末現在の875億クローネから、142億クローネ増の総額1,017億クローネとなった。
- ・ 良好なリスク管理。2007年は金融市場混乱の年でもあったが、この混乱による公社への影響は少なく、財務成績に悪影響を及ぼす結果とはならなかった。資金調達と流動性管理運用は満足のものであった。公社は米国ABS、CDO、サブプライム市場への投資は一切行っていない。

県と市町村の総債務は176億クローネ増加し、率にすると9.4%の伸びとなった。前年の増加額に比べて44億クローネ増となった。これは地方自治体の投資需要の伸びに起因する。KBNの地方自治体向直接貸付額は、113億クローネ増、率にして13.9%の増加となった。公社の地方自治体向融資部門での市場シェアは、2006年度末現在の43.6%から2007年度末現在は45.1%に伸びた。自治体関連企業を含めた地方自治体部門全体において、2006年度末現在の市場シェアは36.2%であったのに対し、現時点では38.5%となっている。

貸付需要は堅調だった。第4四半期において、特に12月には融資案件が殺到した。総貸付額の伸びは、12月だけで47億クローネに達した。前年度と比べても大型案件が重なり記録的な需要の伸びとなった。新規貸付実行額は前年度の192億クローネに対し、214億クローネとなった。

昨年度の融資額の伸びは、公社が競争力のある好条件の貸付条件を提示していることを意味している。約8年前に公社が株式会社として組織再編が行われて以来、貸付残高は738億クローネ増加した。

公社の主な事業目的は、地方自治体部門へ好条件の融資を予測可能な形で提供する資金提供者としての地位を維持しながら、株主には十分な利益を確保できるよう貸付による利益を産み出すことにある。中央政府が公社の過半を所有していることが、公社が最高の信用格付を取得するための重要な要素となっている。これにより、公社は魅力的な融資条件を提示することができ、ノルウェー国内の地方自治体が毎年、数億クローネ単位で支出を抑制することに貢献している。このようにして公社は、政府の公的保有方針に関する白書に記載されている政策機能を果たしているのである。

2007年12月31日現在の公社の自己資本（基本的項目）は、総額で14億6,470万クローネであった。自己資本比率（基本的項目）は6.04%であった。

公社の所在地はオスロである。

年次財務書類

年次財務書類は、継続企業の公準に基づき作成される。2007年12月31日付の損益計算書、貸借対照表および関連する注記は2007年度末現在の公社の財務状態を適切に記載していると取締役会は考えている。ノルウェーの会計原則に従った財務報告は、2007年度が最後となる。2008年度からは、

公社は国際財務報告基準に従うことになる。

純利息収入は2億8,170万クロネ、当期税引後利益は1億4,350万クロネであった。

公社の流動資産ポートフォリオにおける未実現評価損は590万クロネを記録し、債券の自己買戻しを行ったことによる実現利益は560万クロネであった。また、公社は、貸借対照表上の外貨換算の調整により510万クロネの為替損失を計上した。その他の収益のうち、70万クロネはコンサルタント料に関連している。

営業収益は調整後の自己資本の12.6%相当であった。2006年度は11.3%であった。

総資産に対する営業費用の割合は0.047%であった。これに対して2006年度は0.049%であった。この数値は国内外の地方自治体向専門金融機関と比較して、非常に満足のいく結果となった。融資額が更に伸びれば、この数値はより低くなる。

年度末現在の自己資本と劣後ローン資本の総額は25億8,100万クロネで、このうち自己資本（基本的項目）は、14億6,470万クロネであった。また、年度末現在の自己資本比率は、2006年度の10.95%から2007年度は10.64%に低下した。自己資本比率（基本的項目）は6.01%から6.04%に上昇した。

貸付業務

1,017億クロネの貸付内訳は、地方自治体向直接貸付の925億クロネと地方自治体の保証付関連企業向貸付の92億クロネに分けられる。貸付ポートフォリオの78%は変動金利による貸付で、残り22%が固定金利による貸付となっている。

公社の貸付はノルウェーの県を含むすべての地方自治体に対して均等に行われ、ほぼすべての地方自治体が公社から借入れている。公社の好条件による貸付は、小規模から大規模までの地方自治体に利益をもたらす。また、公社のプライシングは貸付金の規模には左右されず、大小を問わず、地方自治体に対し好条件を提供するという公社の重要な目的に沿っている。

大多数の地方自治体は、年次公共投資に充当するため年1回は借入れを行う。2007年度は、市町村および県において教育施設への投資のための借入需要が共に増加した。その他の優先案件としては、福祉施設、保育施設、給水廃水処理、復旧工事、そして道路その他のインフラ整備等がある。

ノルウェーの地方自治体部門に対する貸付は、非常に低リスクである。地方自治体法で地方自治体の財政破綻が禁じられており、ある地方自治体が財政難に陥った場合は、中央政府がその債務返済が可能になるまでかかる自治体を監督することになっている。1927年の創立以来、公社もその前身であるノルウェー地方自治体銀行（NKB）も貸倒損失を被っていない。そのため、公社は将来の貸倒損失のための引当金を計上していない。

公社は、地方自治体が通常の銀行契約を結ぶ際（これは公社の事業分野ではない。）にアドバイスを行う。このコンサルタント業務に対する需要が高まってきている。公社は同様にして地域の保険福祉施設なども支援している。

公社は通常の顧客向サービスの一環として、金利環境の査定、有利子金融商品の選定、債務ポートフォリオの構築についてアドバイスを行っている。また、公社は顧客の借入査定において顧客を支援するサービスの重要性についても認識している。

資金調達

2007年度においては、公社は12種類の異なる通貨建てで総額468億クローネの債券を発行した。2006年度は384億クローネであった。

2007年度中に、公社は国際資本市場において魅力的で継続性のある資金調達者としてその存在を強めた。最良の資金調達レベルに近づけることが公社の地位を守る重要な目安となる。広範にわたる資金調達先に接触するという公社の戦略の一環として、欧州、アジア諸国、オーストラリア、米国およびカナダにおいて投資家向けプレゼンテーションを行っている。

公社の資金調達戦略は、4つの基礎的要素に支えられている。かかる基礎的要素とは、米ドル建ベンチマーク債発行、小規模市場での公募債発行、仕組み私募債発行、および個人投資家向債券発行である。このような多様な資金調達手段により好条件がもたらされ、公社は利益を享受することができる。公社の最大の資金調達市場は引き続き日本であったが（新規調達額の34%）、私募債とともに、米ドル建ベンチマーク債発行、オーストラリア、カナダ、英国での発行が行われ、根強い需要が見られた。また2007年度は、公社初のメキシコ、ニュージーランド国内での起債を行った。

2007年度には日本での公社債券の売出しも増大した。売出債券は、日本国内の個人投資家向けに直接販売されており、公社は日本政府により公共債発行体（ソブリン）として扱われている。前年度に比べて、2007年度の売出額は倍増しており公社への根強い需要が伺える。2007年度は合計50件、総額27億米ドル相当の売出しを行った。これは資金調達総額の30%に相当する。

公社は、本年度も5年満期10億米ドルの「ベンチマーク債」を発行した。昨年度よりも更に好条件の水準で取引を終えることができた。

公社の2007年度における残存債務は、1,183億クローネから1,363億クローネに増加した。

公社は、ほとんどの海外での資金調達に「債券発行プログラム」を利用している。これは借主、貸主の双方にとって簡便なだけでなく、安全な標準書式である。同プログラムの発行上限総額は200億ユーロである。

流動性管理

公社は格付会社からアドバイスを受けながら、純現金残高を最低12ヶ月の純負債償還額相当に維持する方針を採用している。これは、いかなる状況においても、公社は追加の借入れを受けることなく、今後12ヶ月の負債を返済できることを意味する。余剰流動性資金は信用リスクおよび市場リスクにおいて保守的な投資方針により管理され、政府および高格付の金融機関が発行する流動性のある有価証券に投資される。ポートフォリオの大部分は、1年未満の満期商品となっている。公社は金利リスクや通貨リスクを負っておらず、満期期間は対応する負債の償還期間に合致するように調整されている。

リスク管理

トリプルAの信用格付を維持しつつ、最も魅力的な資金調達市場へ参入できるよう、厳しいリスク管理とエクスポージャーの監視が行われている。信用リスクの査定も、厳格に管理されている。公社は、金利リスクおよび為替リスクにさらされておらず、流動性リスクは低い。すべてのリスク規制と新たな金融商品の取引は取締役会の承認が前提となっている。

信用リスクは公社の中では唯一最大のリスクである。したがって、公社の信用リスクのエクスポージャーの管理および監視を重要視し、継続的に行っている。

貸付ポートフォリオにおける信用リスクは、債務不履行の可能性はない為、金利と賦払金の返済遅延の可能性のみにとどまる。このことは地方自治体法に定められており、いかなる市町村、県も財政破綻を申請することはできない。また、同法には、支払遅延の際の手続きに関する条項がある。同条項には、地方自治体が債務の履行が困難になった場合、地方自治・地域開発省が国に代わって同自治体の金融債務管理に介入する旨が定められている。これにより、あらゆる累積債務や経過利子による損失に対して資金供給者側を救済できるようになっている。

公社の調達資金ポートフォリオと流動資金運用から生じる信用リスクは、金融契約締結に際し厳しい制約を設けることで最小限に抑えられている。長期投資商品と取引相手方には、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズのシングルAの格付を最低条件としている。各々の格付に設定されている取引限度額は、格付毎に異なるが、取引限度額が最大なのは最高格付に分類されている事業体である。また、短期投資商品はA1もしくはP1以上の格付が条件となっている。

信用リスクは、すべてのデリバティブの使用を、ISDA（国際スワップデリバティブ協会）契約に基づき書面化することで管理されている。また、担保契約により広範囲にわたり信用リスクを管理している。

潜在的な信用リスクを管理するために、明確な手続きおよび処理が定められている。すべての新規融資に対する与信枠は、公社の財務委員会によって決定され、定期的に見直される。信用リスクは、与信リスクモデルに基づき管理されており、与信枠は、主に公社の使用可能なリスクキャピタルと取引相手方の信用格付を基に決定される。

市場リスクは、主に金利リスクと為替リスクで構成される。公社の財務方針上、最小限の金利リスクと為替リスクへのエクスポージャーのみが許容される。公社の取引ポジションを常にヘッジすることにより、金利リスクおよび為替相場リスクが管理されている。

流動性のリスクは、12ヶ月分の純負債償還額をカバーする流動性の高い商品に投資することで最小限に抑えられている。更に、流動資金ポートフォリオはすべて信用力の高い短期の流動性資産に投資されている。

オペレーショナルリスクは、公社の業務を通じて潜在的に存在する。公社は、良好な内部統制、適切な倫理と高水準の専門知識を備えた従業員に重点を置くことにより、オペレーショナルリスクを最小限に抑えるように努めている。

マーケティング、広報活動

2007年度から、公社は視覚的効果を与える新しい社名ロゴと略称を採用した。KBNという略称は、今では公社の海外でのマーケティング活動や一部ノルウェー国内でも用いられるようになっている。

コーポレートガバナンス

公社の主な事業目的は、地方自治体向貸付市場が競争力を保ち、それにより地方自治体が最良の借入条件を享受できる状態を確保することにある。同時に公社はノルウェー法、公社定款、および公社の倫理規定に従って、中央政府が定める自己資本利益率を達成することを目指している。

公社はノルウェー会社法の規定に従って組織されている。その運営組織は、年次総会、監督委員会、取締役会、監査委員会、社内及び社外の会計監査役、社長兼最高経営責任者から成り立っている。公社は2つの事業分野で構成され、それぞれがフロントオフィス要員とサポート要員を配置している。

会社の内部監査は、リスク分析とモニタリングを行い、承認済の経営方針とガイドラインに沿って事業が確実に実行されるよう意図されている。また、内部監査は会社の計画運営手順の重要な一部分となっている。監査手続きにおけるリスク分析は各部門で行われ、社長兼最高経営責任者と取締役会に報告される。

法的枠組みの変更に伴い、社長兼最高経営責任者は取締役会の一員ではなくなった。ボードー市長であるスヴァイン・ブリックスとKLPのグループ最高業務執行員であるイヴァール・ルンが新たに取締役として選任された。会長のエルゼ・ブググ・フォウグネル、副会長のペール・N・ハーゲンおよび取締役のマッタ・タークヴァムがそれぞれ取締役に再任された。

組織と職場環境

2007年12月31日現在の会社の従業員数は41名（2006年末は37名）であった。

現在実施されている人事計画では、3年の期間を目処として人事考課が毎年行われる。人事計画の目的は、会社の企画戦略で定められた任務と目標に求められる能力に足る人材を確保することにある。育成のために使用される資源と人材は増加している。

福利厚生、安全、その他

公社は、国際的な人材を採用することを重要視しており、会社の事業の中核となる分野における能力強化の一助となっている。従業員の10%が北欧諸国以外の出身である。

病欠による欠勤率は、2006年度の3.2%から2007年度は3.7%に増加した。うち2.4%が長期病欠である。2007年度は労災の報告はない。

全従業員が定期健診を受けることができ、任意で職業に関するセラピーを受けることもできる。2007年度、社長兼最高経営責任者は参加が必須とされている職場環境セミナーに出席した。また、社内には、内部統制に関する所定の行動指針がある。

職場環境委員会が設置された。ただし、会社の従業員数では、労働衛生安全法の要件の対象とはならない。

会社の事務所は空調設備の整った大規模なオフィスビルに位置している。外部環境による公害はない。

職務の機会均等

公社は職場での機会均等を目標としている。会社では給与、昇進、採用において性別による差別は一切行っていない。会社の従業員のうち21人が女性、20人が男性である。

取締役会に占める女性の割合は43%で、取締役会会長も女性である。

上級管理職の38%、中間管理職の57%が女性である。以前と比べて、より様々な部門で、また、管理職において、より多くの女性が登用されている。

給与及び雇用方針を通じ、公社は、必要に応じて能力のある従業員を採用し、育成するように努力している。公社は、業務遂行能力に応じた賃金を支払うという賃金の平等原則を徹底している。

業績達成

公社は予算額を超え、中央政府の目標基準も大幅に上回る業績を達成した。代表的地方自治体部門向貸付機関としての地位を示す信用格付も変わらず、AaaおよびAAAを維持している。

当期利益処分

取締役会は、1億4,349万3千クローネの当期純利益が次の通り分配されることを提案する。2008年度の国家予算における中央政府の配当案に従って、3,437万5千クローネを配当の支払いに充当し、1億911万8千クローネをその他の株式資本に移行する。

かかる純利益の分配の結果、公社の分配可能剰余金は5億5,134万3千クローネとなる。

(5) 【経理の状況】

2007年度財務書類

貸借対照表

(単位：千クローネ)

資産	2007年12月31日	2006年12月31日
現金およびノルウェー中央銀行への預金	2	2
合意された満期または通知期間のない 金融機関向貸付金（純額）および預金	111,461	98,982
合意された満期または通知期間のある 金融機関向貸付金（純額）および預金	77,181	770,911
金融機関向貸付金および債権合計（純額）	188,642	869,893
割賦払貸付金	101,715,049	87,515,834
その他の貸付金	2,381,042	26,979
顧客向貸付金および債権合計（純額）	104,096,091	87,542,813
政府発行ノートおよび債券	10,080	10,194
その他発行ノートおよび債券	37,013,414	37,503,781
ノート、債券およびその他固定利付証券合計	37,023,494	37,513,975
株式、持分および基本投資証書	787	750
税効果繰延	1,549	911
ドメイン名	459	0
無形固定資産合計	2,008	911
固定資産	12,280	15,122
その他の資産	410	2,126
その他の資産合計	410	2,126
未収収益	1,097,620	675,792
前払費用	1,578	2,006
前払費用および未収収益合計	1,099,198	677,798
資産合計	142,422,912	126,623,390

(単位：千クローネ)

負債および資本	2007年12月31日	2006年12月31日
金融機関からの期間の定めのある借入金および預金	2,002,823	2,154,415
金融機関からの負債合計	2,002,823	2,154,415
債券発行	136,272,487	118,323,244
証券発行による負債合計	136,272,487	118,323,244
金融デリバティブ	145,497	2,242,359
委託保証金およびその他の顧客口座	0	39,403
その他債務	99,689	77,156
その他の負債合計	245,186	2,358,918
未払費用および前受収益	1,315,466	1,484,711
年金費用	3,590	1,987
劣後債務	1,116,378	1,036,673
ハイブリッド基本的項目資本商品	158,631	164,209
負債合計	141,114,561	125,524,157
株式資本	755,000	681,500
その他の資本	553,351	417,733
資本合計	1,308,351	1,099,233
負債および資本合計	142,422,912	126,623,390

損益計算書

(単位：千クローネ)

	2007年12月31日	2006年12月31日
金融機関向貸付金および預金に係る利息収益および関連収入	123,898	30,680
顧客向貸付金および債権に係る利息収益および関連収入	4,311,786	2,662,496
ノート、債券およびその他の固定利付証券に係る利息収益 および関連収入	2,115,176	728,189
その他の利息収益および関連収入	101,296	98
利息収益および関連収入合計	6,652,156	3,421,463
金融機関向債務に係る利息費用および関連費用	96,591	77,874
発行証券に係る利息費用および関連費用	6,208,760	3,060,132
劣後債務に係る利息費用および関連費用	64,929	51,725
利息費用および関連費用合計	6,370,414	3,189,731
純利息収入	281,742	231,732
国へ支払った保証料／スタンバイ料	5,842	6,088
その他費用および手数料	10,587	12,853
銀行業務に関連する手数料および費用合計	16,429	18,941
ノート、債券およびその他の固定利付証券純利益／純損失	5,577	9,490
外国為替および金融デリバティブ純差益／純差損	(5,106)	(971)
流動資産である外国為替および証券利益／損失合計	471	8,519
その他の営業収益	691	667
給与	25,212	23,413
年金	5,059	3,733
社会保障費用	4,882	4,195
管理費	15,609	13,998
給与および一般管理費合計	50,762	45,339
固定資産の減価償却等	4,862	4,522
不動産に係る営業費用	5,847	5,694
その他の営業費用	5,185	6,832
その他営業費用合計	11,032	12,526
税引前純利益	199,820	159,590
経常利益に係る税金	56,327	44,942
当期税引後純利益	143,493	114,648
配当	34,375	26,500
剰余金繰入額	109,118	88,148
繰入額および利益処分合計	143,493	114,648

キャッシュ・フロー表

(単位：千クローネ)

	2007年	2006年
受取利息	6,652,156	3,421,463
支払利息	6,370,414	3,265,984
その他収益	1,162	9,186
営業費用	83,085	76,805
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	199,819	87,860
貸付金増加額	16,553,277	10,581,164
その他債権増加/(減少)額	482,178	(270,354)
短期証券増加額	(490,481)	4,578,704
金融機関への投資増加/(減少)額	(681,251)	784,043
短期財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	15,863,723	15,673,547
その他の固定資産増加額	2,517	458
投資によるキャッシュ・フロー(純額)	2,517	458
貸付および証券発行の増減額	17,797,651	14,281,345
その他債務の増減額	(2,207,247)	1,304,800
資本の増減額	73,500	-
長期財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	15,663,904	15,586,145
流動資産の変動額(純額)	-	-
1月1日現在の流動資産	2	2
12月31日現在の流動資産	2	2